

# 身体的拘束等の適正化のための指針

医療法人社団 明生会  
イムス札幌消化器中央総合病院  
居宅介護支援事業所  
訪問リハビリテーション  
イムス札幌訪問看護ステーション

イムス札幌訪問看護ステーションの人員、設備及び運営に関する基準省令第15条3～5に基づく身体拘束の防止のための指針を、以下のように定める。

## 1. 基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当ステーションにおいては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

### (3) 日常のケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある看護に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動はしない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をする。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の看護に努める。

## 2. 身体的拘束適正化検討委員会の設置

### (1) 身体的拘束適正化検討について

当ステーションでは、身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体

的拘束適正化委員会(以下「委員会」)を設置する。

①設置目的

- ・ステーション内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全員への指導

②委員会の構成

委員会の委員は、委員長が法人内の在宅部門(居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション部門、訪問看護ステーション)より最低3名以上選出する。なお、外部有識者としてイムス札幌消化器中央総合病院の三役(院長、看護部長、事務長)を必要に応じて招集する。

なお、委員は虐待防止委員会と兼務でもよい。

③身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・当ステーションでは、少なくとも3か月に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じて開催する。
- ・数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合は、複数意見の確認等により、各職員の意見を盛り込み検討する。

3. 身体的拘束等適正化のための職員研修

- (1)訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
- (2)少なくとも年2回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じて開催する。(IMSグループ本部研修受講も可能)
- (3)新規採用時には、必ず本研修を実施する。
- (4)本研修の実施内容については記録をし、保存する。

4. 訪問看護で発生した身体的拘束等の報告方法等

- (1)身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- (2)他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者に報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5. 身体的拘束等発生時の対応

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合

・利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

①カンファレンスの実施

・緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会で、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

・要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

・また、廃止に向けた取り組みや改善の検討会を早急に行い実施に努める。

②利用者本人や家族に対しての説明

・別紙の様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

・身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態など確認説明し、同意を得たうえで実施する。

③記録と再検討

・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様式2を用いてその様子心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

#### ④拘束の解除

・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、本人、家族に報告を行う。

・尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

・本指針は書面として備え置き、利用者又は家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。

・当ステーションでは、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

#### 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

・当ステーションにおける研修以外にも地域の他法人、私設とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

#### 8. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

#### 附則

2024年4月1日施行